

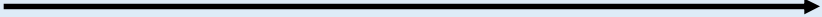
新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う保健医療関係の各種取組等の変更予定

(参考資料)

項 目		5 類移行前（～令和 5 年 5 月 7 日）	5 類移行後（令和 5 年 5 月 8 日～）
【相談体制】			
受診・相談センター （各保健所に設置）	相談対応（保健所職員等）	新型コロナ関係の相談窓口を統合した県コールセンター を新たに開設（外部委託） 「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」 ＜電話：0570-065-965＞ 令和5年5月8日午前0時～運用開始	
新型コロナウイルス感染症コー ルセンター（一般相談、医療機 関案内、罹患後症状）	相談対応（外部委託）		
青森県自宅療養者サポートセン ター（療養中の相談）	相談対応（外部委託）		
【患者の把握等】			
陽性者の把握	医療機関からの発生届出、年代別人数報告	指定届出機関からの週1回の定点報告	
積極的疫学調査	高齢者等ハイリスク施設に重点化して実施	必要に応じて保健所長の判断により実施	
患者に対する行動制限	感染症法に基づき外出制限、就業制限	対応終了	
濃厚接触者に対する外出自粛要 請	感染症法に基づき協力を要請	対応終了	
新型コロナウイルスのゲノム 解析	県環境保健センター、民間検査機関で実施	引き続き実施	
クラスター対策	保健所が発生届等から探知し感染対策指導	保健所が探知した場合に必要に応じて積極的疫学調査の一環として対応	
新規患者数の公表	毎日公表（報道機関へ資料提供）	指定届出機関からの定点報告数を 「青森県感染症発生情報」の中で毎週1回公表 HP： https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyosenta/ infection-survey.html#part13	

項 目		5 類移行前（～令和 5 年 5 月 7 日）	5 類移行後（令和 5 年 5 月 8 日～）
【検査体制】			
無料検査		県の登録を受けた衛生検査所や薬局で実施	対応終了
青森県臨時Webキット検査センター		検査キット配布、陽性者登録（外部委託）	対応終了
行政検査		高齢者施設等で必要な検査実施	高齢者施設等で大規模な感染拡大時等に、必要に応じ検討・実施
【医療提供体制（外来）】			
外来対応医療機関		診療・検査医療機関で対応	外来対応医療機関を含む広く一般的な医療機関で対応 （県ホームページ及び県コールセンターで案内）
外来医療費の自己負担分に対する公費支援		検査費用、陽性診断後の医療費の自己負担分を公費により支援	自己負担あり（コロナ治療薬の費用は公費支援を継続）
【医療提供体制（入院）】			
入院対応医療機関		重点医療機関を指定し病床確保	幅広い医療機関での受入れを推進 （病床確保料の補助対象となる入院対応医療機関はG-MIS入力が必要）
入院調整		保健所による調整や医療機関間で調整	医療機関間で調整（調整が困難な事案が生じた際は保健所が支援）
疑い患者受入協力医療機関		協力医療機関を指定し病床確保	対応終了
入院の勧告・措置		感染症法に基づき入院を要する者に勧告等	対応終了
入院医療費の自己負担分に対する公費支援		原則、全額を公費により支援	自己負担あり （コロナ治療薬の費用への公費支援に加え、一定の軽減措置あり）

項 目		5 類移行前（～令和 5 年 5 月 7 日）	5 類移行後（令和 5 年 5 月 8 日～）
【宿泊療養、自宅療養支援】			
青森県自宅療養者サポートセンター	→ 体調悪化時の電話相談対応等（外部委託）	→	対応終了
健康観察	→ マイハーススや青森県自宅療養者サポートセンターで健康観察	→	対応終了
食品セット配送	→ 希望者に配布	→	対応終了
パルスオキシメーター貸与	→ 希望者へ貸与	→	対応終了
宿泊療養施設	→ 希望者に療養場所提供	→	対応終了
患者移送	→ 必要時、保健所や外部委託により実施	→	対応終了
【高齢者施設等支援】			
集中的検査の実施	→ 高齢者施設等の従事者を対象に実施	→	→ 高齢者施設等で大規模な感染拡大時等に、必要に応じ検討・実施
【ワクチン接種】			
追加接種、追加接種（市町村が実施）	→ 予防接種法に基づく臨時接種として実施	→	→ 期間を令和 5 年度まで延長し、引き続き、臨時接種として実施
県営接種会場	→ ・ 県営広域接種会場の設置・運営（外部委託） ・ 希望者に対しノババックスワクチンの接種を実施（青森県総合健診センターへ委託）	→	→ 希望者に対しノババックスワクチンの接種を実施（青森県総合健診センターへ委託）
接種後副反応等の相談対応	→ 県新型コロナワクチン相談電話を設置・運営（外部委託）	→	→ 新型コロナ関係の相談窓口を統合した県コールセンターを新たに開設（外部委託） 「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」 ＜電話：０５７０－０６５－９６５＞

項 目	5 類移行前（～令和 5 年 5 月 7 日）	5 類移行後（令和 5 年 5 月 8 日～）
【県の体制】		
青森県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部（新型インフルエンザ等対策本部）	 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき設置	廃止（政府対策本部の廃止による）
上記本部の健康福祉部保健医療調整本部	 県危機対策本部内の保健医療に関する事項を調整する組織として設置	廃止（県危機対策本部の廃止による） （健康福祉部内に新型コロナウイルス感染症に対応する部門を設置し引き続き実施が必要な取組等に対応）
上記保健医療調整本部の現地保健医療調整本部	 各圏域で保健医療に関する事項を調整する組織として設置	廃止（県保健医療調整本部の廃止による） （県保健所が通常の組織体制の中で引き続き実施が必要な取組等に対応）
青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議	 県の施策立案決定に関し医学的見地から助言等を受けるため設置	 引き続き設置し、必要時に会議を開催
青森県新型コロナウイルス感染症医療対策会議	 県における医療提供体制の確保、充実を図るため設置	 引き続き設置し、必要時に会議を開催